

事 務 連 絡
平成26年5月20日

各 認可外保育施設設置者 様

松原市福祉部福祉指導課

認可外保育施設における事故防止の徹底等について

日頃から、本市保育行政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、かねてより「児童福祉施設における事故防止について」（昭和46年7月31日児発第418号厚生省児童家庭局長通知）等により、事故防止の徹底に努めていただいているところですが、去る5月2日に大阪府大東市内の認可外保育施設において、保育中の児童の容態が急変し、救急搬送されましたが死亡する事故が発生しました。亡くなられたのは、1歳4か月（当時）の男児で、詳細は、警察において捜査中とのことです。

つきましては、重篤な事故が発生することのないよう事故防止に向け、関連通知等を参考にし、日々の安全管理体制を見直す等、貴施設におかれましてもより一層注意していただきますようお願いいたします。

記

【特に留意すべきこと】

○今回の事故が午睡中に起きたものであることから、施設において特に以下を徹底すること。

『認可外保育施設指導監督基準』

7 健康管理・安全確保 (7)乳幼児突然死症候群の予防

ア 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。等

○事故報告について

施設において重篤な事故（※1）が起きた場合は、都道府県又は市町村へ速やかな報告をすること。

(※1) 平成25年12月11日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡により、報告する事故の範囲は以下のとおり。

1. 死亡事故

保育中に発生した死亡事案が報告対象であり、「睡眠中」「病死」「原因不明」といった理由を問わず報告すること。

2. 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等

保育中に発生した負傷等の事案のうち、治療に要する期間が30日以上の重篤な事故について報告すること。

(参考)

○保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について

(平成26年1月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 事務連絡)

【問い合わせ先】

松原市 福祉部 福祉指導課

電話番号 072-349-3206

FAX番号 072-334-7870

メールアドレス sidou@city.matsubara.osaka.jp